

令和8年 富士見町 告示

第 35 号

富士見町日常生活用具給付事業実施要綱の一部
を改正する要綱をここに公布する。

令和8年3月3日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

富士見町日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年富士見町告示第64号)の一部を次のように改正する。

別表 日常生活用具の種類及び性能 排泄管理支援用具の表中「8,600」を「8,858」に、「11,300」を「11,639」に、「12,000」を「12,360」に、「により排尿・排便の意思表示」を「又は重度の知的障害により排尿・排便の意思表示が難しく排泄の自立」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。